例交付金（以下この号において「自動車税減収補塡特例交付金」という。）のうち、地方特例交付金に関する省令（平成十一年自治省令第十五号）第四条の二第三項第一号算式アにより算定した額に〇・七五を乗じて得た額を合併関係市町村の区域内に存する市町村道の延長によつて按分した額及び同号算式イにより算定した額に〇・七五を乗じて得た額を合併関係市町村の区域内に存する市町村道の面積によつて按分した額の合算額。この場合において、市町村道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長及び面積のうち、自動車税環境性能割交付金の計算に用いる種別に係るものとする。

ロ　当該年度の当該新市町村の自動車税減収補塡特例交付金のうち、地方特例交付金に関する省令第四条の二第三項第二号算式アにより算定した額に〇・七五を乗じて得た額を合併関係市町村の区域内に存する一般国道及び都道府県道の延長によつて按分した額並びに同号算式イにより算定した額に〇・七五を乗じて得た額を合併関係市町村の区域内に存する一般国道及び都道府県道の面積によつて按分した額の合算額。この場合において、一般国道及び都道府県道の延長及び面積は、算定前年度の道路橋りよう費の算定に用いた道路の延長及び面積のうち、自動車税環境性能割交付金の計算に用いる種別に係るものとし、合併前において指定都市以外の市町村であった合併関係市町村については、当該合算額は零とする。

ハ　当該年度の当該新市町村の地方特例交付金に関する省令第八条第一項の規定により算定した額に〇・七五を乗じて得た額をイ及びロに掲げる額の合算額によつて按分した額。

三　当該年度の当該新市町村の地方特例交付金法第二条第二項に規定する軽自動車税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額を当該合併関係市町村の算定前年度の軽自動車税の基準税額によつて按分した額

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十九条の六　令和四年度に限り、第三十九条第二号中「〇・九八三」とあるのは、「川崎市にあつては三・一七四、その他の指定都市にあつては〇・九八三」とする。

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　［略］

［2～5　略］

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.3 \times C + 0.2 \times D + 0.2 \times E) \times 0.588$ 0.2 × A、0.1 × B、0.3 × C、0.2 × D 及び 0.2 × E に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端

［削る］

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十九条の六　令和三年度に限り、第三十九条第二号中「一・〇一五」とあるのは、「川崎市にあつては一・〇一八、その他の指定都市にあつては一・〇一五」とする。

（「地域の元気創造事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四　［同上］

［2～5　同上］

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 $(0.2 \times A + 0.1 \times B + 0.3 \times C + 0.2 \times D + 0.2 \times E) \times 0.588$ 0.2 × A、0.1 × B、0.3 × C、0.2 × D 及び 0.2 × E に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端